

# 職域における 肝炎対策の推進



北里大学 副学長  
医学部衛生学公衆衛生学  
教授 相澤好治



# 労働安全衛生法

労働安全衛生法における健康管理については、労働災害（業務に起因する負傷及び疾病）の防止を目的に実施されるものである。

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

第2条 労働災害：労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう

# 労働安全衛生法に基づく産業医の職務等について

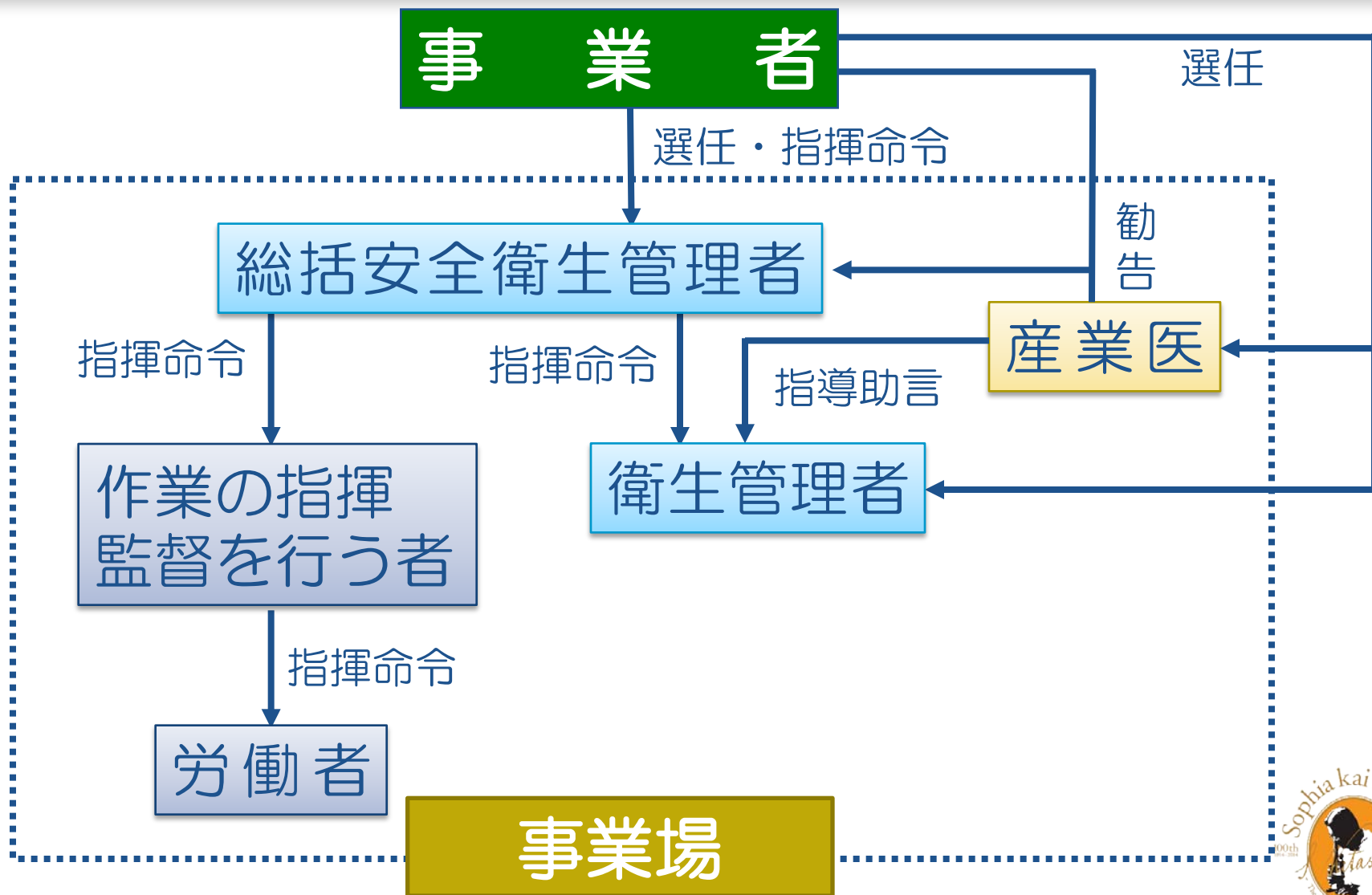
## 産業医の職務について

- 健康診断及び面接指導
- 作業環境の維持管理
- 作業の管理
- その他労働者の健康管理
- 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置
- 衛生教育
- 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置

## 産業医の勧告等について

- 労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対する勧告が可能
- 産業医の職務に係る事項について、総括安全衛生管理者に対する勧告又は衛生管理者に対する指導若しくは助言が可能

# 労働衛生管理体制



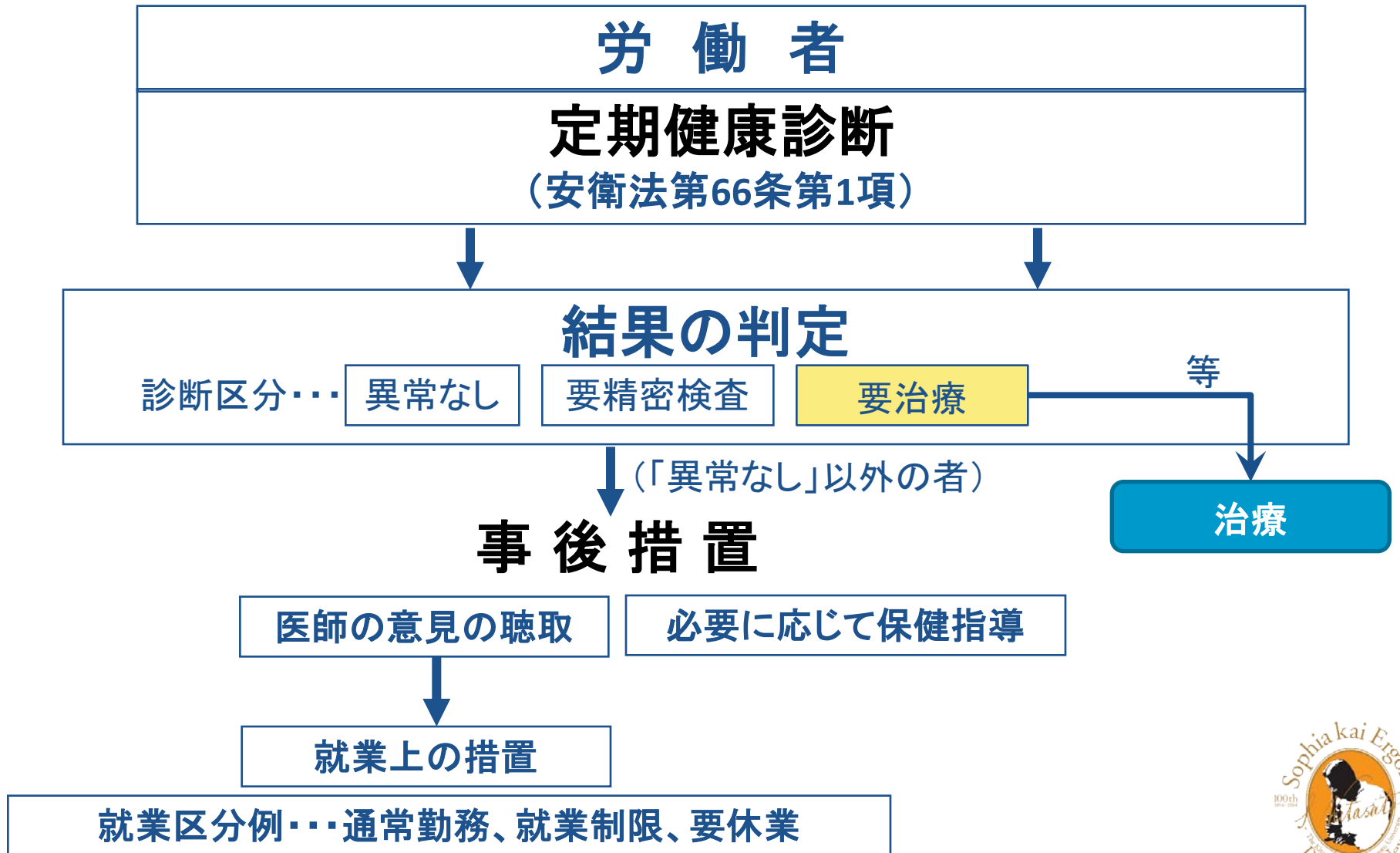


# 定期健康診断項目

## 労働安全衛生規則第44条

1. 既往歴及び業務歴の調査
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
4. 胸部エックス線検査及び喀痰検査
5. 血圧の測定
6. 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
7. 貧血検査（血色素量、赤血球数）
8. 肝機能検査（GOT(AST)、GPT(ALT)、 $\gamma$ -GTP)
9. 血中脂質検査（LDL・HDLコレステロール、TG）
10. 血糖検査（ヘモグロビンA1cでも可）
11. 心電図検査

# 定期健康診断の流れ





# これまでの行政からの通達

- 「肝炎対策への協力について」

(平成14年 6月21日付け基発第0621007号)

- 「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」

(平成16年12月8日付け基発第1208002号、  
職発第1208002号)



# 「肝炎対策への協力について」

(平成14年6月21日)

- 定期健康診断に際して肝炎ウイルス検査の受診勧奨に関して必要な便宜を図る
- 肝炎ウイルス検査を実施する場合には、労働者の個別の同意に基づいて実施するとともに、その結果については直接本人に通知するものとし、同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果を知ることのないようにプライバシーの配慮を要請する





# 職場における肝炎ウイルス感染に関する 留意事項(平成16年12月8日)

- 労働者が希望する場合においては、  
職域において実施される様々な健康診断等  
の際に肝炎ウイルスの検査を受診すること…  
…を受診できるよう配慮することが望まれる
- 労働者の個別の同意に基づいて実施する  
とともに、その結果については当該検査を  
実施した医療機関から直接本人に通知する  
ものとし……



# 職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項(平成16年12月8日)

## 3. 雇用管理等について

### (1)採用に当たって

事業者は、労働者の採用選考を行うに当たって、応募者の適性・能力を判断する上で真に合理的かつ客観的必要性がある場合を除き、肝炎ウイルス検査を行わないこと。



# 職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項(平成16年12月8日)

## (2)就業上の配慮について

ウイルス性肝炎は、……数十年特に自覚症状もなく、肝機能も正常である状態が続く。

したがって、そのような労働者のための就業上の配慮は特に必要はなく、また処遇について他の労働者と異なる扱いをする理由はない。

また、肝炎ウイルスによる症状が見られる労働者については、他の病気を有する労働者と同様に、その病状等に応じ、必要に応じて産業医等と相談の上、合理的な就業上の配慮が必要である。



- 「労働者に対する肝炎ウイルス検査の  
受診勧奨等の周知について」

(平成20年4月1日付け基発第0401026号)

- 「労働者に対する肝炎ウイルス検査の  
受診勧奨等の周知について」

(平成20年12月25日基安労発第1225001号)



# 労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について(平成20年4月1日)

1. ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、労働者に対して肝炎ウイルス検査の意義を周知するとともに、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。
2. 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点から特段の配慮を行うこと。
3. 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分な配慮をすること。



# まとめ：職域における肝炎対策の推進

1. 職域における行政からの通達の対応
2. 肝炎検査の意義の周知や機会の確保
3. 肝炎に関する教育機会の提供
4. 肝炎を患う労働者の支援